

## ○生活保護の申請について、よくある誤解

必要な書類が揃っていないでも申請はできます。

住むところがない人でも申請できます。

→まずは現在いる場所のお近くの福祉事務所へご相談ください。

→例えば、施設に入ることにご同意することが申請の条件ということはありません。

扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できない、ということはありません。

持ち家がある人でも申請できます。

→利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、居住用の持ち家については、保有が認められる場合があります。まずはご相談ください。

利用しうる資産を活用することは保護の要件ですが、例外もあります。

→自動車については処分していただくのが原則ですが、通勤用の自動車を持ちながら求職している場合に、処分しないまま保護を受けることができる場合があります。

→自営業のために必要な店舗・器具も、処分しないまま保護を受けることができる場合があります。



## 生活にお困りのかたへ

# 生活保護のご案内

生活保護の申請は国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、

ためらわずにご相談ください。



相談窓口は、「江別市役所本庁舎西棟1階19番窓口」です。



江別市公式HP  
↓ ↓ ↓

〒067-8674  
江別市高砂町6番地  
健康福祉部保護課生活保護担当  
(平日8時45分～17時15分)  
☎011-381-1029(課直通)



そのほか、日々の生活の中でいろいろな事情で生活に困ることがあります。  
 そのようなときに、さまざまな支援を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

たとえば、

●医療費の負担が重い。⇒自己負担が軽くなる場合があります。(高額療養費制度等)  
 詳しくは、国民健康保険に加入している方は国保年金課(☎011-381-1028)へ  
 後期高齢者医療保険に加入している方は医療助成課(☎011-381-1403)へ  
 お尋ねください。

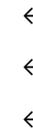
●介護保険サービスや介護施設利用料の負担が重い。  
 ⇒自己負担が軽くなる場合があります。(高額介護サービス費制度等)  
 詳しくは、介護保険課(☎011-381-1067)へお尋ねください。

●障がい者向けの公的サービスを知りたい。  
 ⇒障がい者手帳や各種支援サービス等があります。  
 詳しくは、障がい福祉課(☎011-381-1031)へお尋ねください。

また、  
 ●家賃や公共料金を滞納している。 ●借金の返済が大変だ。  
 ●どうやって仕事を探せばよいかわからない。  
 など、暮らしの困りごと全般については、

くらしサポートセンターえべつ(江別市社会福祉協議会内)

へお尋ねください。



くらしサポートセンターえべつ  
 の詳細についてはこちら



## ○生活保護とは

生活保護は、さまざまな事情で生活に困った人に対し、憲法の  
 生存権保障の理念に基づき、国が生活を保障する制度です。



## ○生活保護のしくみ

生活保護は、世帯の状況に応じて決められた最低生活費に対し、世帯の  
 収入が不足する場合に金銭等の給付を受けることができます。

・生活保護が利用できる場合(収入が最低生活費を下回る)

最低生活費
収入
生活保護費

・生活保護が利用できない場合(収入が最低生活費を上回る)

最低生活費
収入



## ○生活保護利用までの流れ

生活保護を利用するためには、申請が必要です。

おおまかな流れは、

- ①相談
- ②申請
- ③審査
- ④決定
- ⑤利用開始 となります。

申請の意思があればだれでも申請できます。

生活にお困りの場合はお気軽にご相談ください。

ご相談の際に生活保護制度についても詳しくご説明しますので

遠慮なくお尋ねください。

